

いじめ等主訴別教育相談の件数及び種別（過去5年間）

（単位：人）

～H26		H27～（※2）		H29～（※3）		平成28年度 （2016年度）			平成29年度 （2017年度）				平成30年度 （2018年度）				令和元年度 （2019年度）				令和2年度 （2020年度）			
主訴 相談種別						来所相談	電話相談	小・中学校に における相談	来所相談	電話相談	小学校に における相談	中学校に における相談	来所相談	電話相談	小学校に における相談	中学校に における相談	来所相談	電話相談	小学校に における相談	中学校に における相談				
						来所相談	電話相談	小・中学校に における相談	来所相談	電話相談	小学校に における相談	中学校に における相談	来所相談	電話相談	小学校に における相談	中学校に における相談	来所相談	電話相談	小学校に における相談	中学校に における相談	来所相談	電話相談	小学校に における相談	中学校に における相談
不登校						1,401	26	2,761	1,445	41	507	2,671	1,167	27	604	4,699	1,361	43	736	4,170	1,689	34	841	3,762
いじめ問題						38	37	162	77	19	50	33	28	33	18	89	34	18	51	65	9	26	26	76
友人関係						62	23	377	23	16	135	598	20	16	180	1,004	58	9	114	1,455	30	10	117	1,005
問題行動	暴力行為					107	2	201	41	1	12	41	17	0	19	23	14	1	14	70	57	3	11	81
	非行・不良行為					38	0	81	77	5	24	133	79	1	9	260	41	4	24	495	24	2	57	243
	心や身体に関すること （心身の健康・保健）					801	32	1,051	954	25	422	354	903	46	399	1,016	844	65	462	1,020	971	58	566	1,750
発達障がい等						745	15	1,544	878	32	854	579	997	20	1,186	1,144	864	23	1,135	1,162	744	11	933	1,246
家庭の問題 （家庭の環境）						120	15	378	42	5	51	250	25	5	55	577	28	4	53	457	38	1	18	712
自分の容姿																								
自分の性格																								
教職員との関係						0	12	20	0	7	21	44	1	19	14	105	10	26	16	79	1	26	74	164
学習（勉強等）				学習・進路		189	0	298	119	8	207	302	118	12	161	163	70	4	133	73	163	23	149	164
進路（将来）						5	0	7	0	2	0													
				貧困の問題								49							1				19	
学校生活						77	16	793	40	12	168													
虐待						5	1	74	0	0	19	91	11	1	8	467	0	2	56	488	6	0	77	791
その他						0	17	80	1	12	0	540	0	43	11	451	0	44	2	300	1	39	25	219
合計						3,588	196	7,827	3,697	185	2,470	5,685	3,366	223	2,664	10,150	3,324	243	2,796	9,835	3,733	233	2,894	10,232

（※4）

※1 来所相談は実人数。電話相談及び小・中学校における相談は延べ人数。平成28年度（2016年度）から、全ての相談を延べ人数に変更。
※2 平成27年度（2015年度）から、主訴の項目について一部変更。
※3 平成29年度（2017年度）は中学校における相談について一部主訴項目変更。学習と進路を「学習・進路」とし、「学校生活」を削除、「貧困の問題」が追加された。
そのため、平成29年度以降については、小学校と中学校における相談を別に記載。
※4 平成30年度（2018年度）から調査方法が整理され、ケース会議等に参加する教員数を相談人数にカウントすることとなった。

来所相談 電話相談	吹田市在住の満3歳から18歳までの本人及び保護者が対象。	
小・中学校 における相談	小学校	園児、小学生、中学生及び保護者が対象。全小学校に教育相談員が出張して対応。
	中学校	小学生、中学生及び保護者が対象。全中学校でスクールカウンセラー（大阪府派遣）が対応。